MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成27年7月24日

平成27年度 普通交付税の算定結果等

総務省は、7月24日に各地方公共団体に対する普通交付税の 交付額等を決定し、同日、「平成27年度普通交付税大綱」につい て閣議報告をいたしました。

〇平成27年度	普通交付税大綱	別添
〇平成27年度	普通交付税の決定について	1
•不交付団体	の状況	9
〇平成27年度	臨時財政対策債発行可能額について	11
〇平成27年度	地方特例交付金の決定について	13

(連絡先)

自治財政局交付税課

担当:鈴木補佐

野村補佐

電話:(代表)03-5253-5111

(内線) 23362, 23363 (直通) 03-5253-5624 (FAX) 03-5253-5625

平成27年度 普通交付税の決定について

交付額

(単位:億円、%)

区	分	平成27年度	平成26年度	伸率
道府!	県分	83, 705	84, 533	Δ1. 0
市町村分		73, 790	74, 191	Δ0. 5
合	計	157, 495	158, 724	Δ0. 8

人口減少等特別対策事業費

地方財政計画に計上した「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)に対応し、普通交付税において、既存の「地域の元気創造事業費」(3,900億円。この他、特別交付税で100億円程度を配分予定。)に加えて、新たな費目「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円)を設けている。

区分	算 定 額
道府県分	2, 000億円
市町村分	4, 000億円
合 計	6, 000億円

平成27年度 普通交付税の算定結果 (財源不足団体)

1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額

(単位:億円、%)

	区分		道府県分		市町村分		
			平成27年度	対前年度伸率	平成27年度	対前年度伸率	
	個別算定経費 (c、d、e、f除き)	а	172, 351	1. 0	167, 980	Δ0. 2	
	包括算定経費	b	15, 167	5. 2	27, 681	0. 7	
基	地 域 経 済・ 雇 用 対 策 費	O	1, 876	∆34. 1	2, 396	Δ16. 8	
準財		d	912	11. 6	2, 783	10. 9	
政需		е	1, 902	皆増	3, 744	皆増	
要額	八	f	32, 599	3. 9	28, 298	Δ2. 8	
	臨時財政対策 債振替相当額	g	25, 923	Δ24. 0	19, 327	Δ11. 3	
	合 計 (a+b+c+d+e +f-g)	h	(224, 807) 198, 884	(2. 2) 7. 0	(232, 882) 213, 556	(1. 1) 2. 4	
基準財政収入額		114, 953	13. 5	139, 523	4. 0		
3	交付基準額		83, 931	Δ0. 9	74, 033	Δ0. 4	
普通交付税額		(109, 628) 83, 705	(Δ7. 6) Δ1. 0	(93, 117) 73, 790	(Δ3. 0) Δ0. 5		

- (注) 1 ()書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
 - 2 平成27年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率 である。
 - 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。
 - 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の全体的な傾向は、次のとおりである。

	火 のと859 とめる。						
区	分	道 府 県 分	市町村分				
基準財政需要	増要因	 人口減少等特別対策事業費の新設及び地域の元気創造事業費の増 社会保障の充実(社会福祉費、高齢者保健福祉費等) 臨時財政対策債償還費 地方財政計画の維持補修費の増の反映 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う道府県と指定都市・中核市の間の私立保育所運営費等に係る負担割合の変更に伴う増 	 人口減少等特別対策事業費の新設及び地域の元気創造事業費の増 社会保障の充実(社会福祉費、高齢者保健福祉費等) 臨時財政対策債償還費 地方財政計画の維持補修費の増の反映 				
要額	減要因	地方財政計画の歳出特別枠(「地域経済基盤強化・雇用等対策費」)の減の反映	 地方財政計画の歳出特別枠(「地域経済基盤強化・雇用等対策費」)の減の反映 減税補塡債償還費 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う道府県と指定都市・中核市の間の私立保育所運営費等に係る負担割合の変更に伴う減 				
基準財政	増要因	法人事業税地方消費税道府県民税(所得割)	地方消費税交付金市町村民税(所得割)固定資産税(償却資産)				
収 入 額	減要因	● 道府県民税(法人税割)	● 固定資産税(家屋)				

3 主な算定方法改正点

1 「まち・ひと・しごと創生事業費」の創設に伴う算定(H27地方財政計

画:1兆円)

地方財政計画に計上した「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)に対応し、普通交付税において、既存の「地域の元気創造事業費」(3,900億円。この他、特別交付税で100億円程度を配分予定。)に加えて、新たな費目「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円)を創設。

「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映。

(「人口減少等特別対策事業費」算定額)

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,670億円程度	330億円程度	2,000億円程度
市町村分	3,330億円程度	670億円程度	4,000億円程度
計	5,000億円程度	1,000億円程度	6,000億円程度

2 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成26年度に引き続き支所に要する経費について加算するほか、本年度から新たに、

- ・消防費及び清掃費について、標準団体の面積の見直しに伴う単位費 用の見直しや人口密度等による需要の割増し
- ・消防費及び清掃費に係る離島の増嵩経費の見直し を実施することとし、3年間かけて段階的に交付税の算定に反映。

3 東日本大震災の被災団体に対する算定上の特例(46億円程度)

東日本大震災の被災団体に対して、小・中学校費、高等学校費及びその他の教育費の算定において、引き続き特例的な措置を講じ、財政運営に 支障が生じないよう配慮。

平成27年度 普通交付税交付額(道府県分・市町村分)

								(早	位:百万円)
都	道		道 府	県 分			市 町	村 分	
府	県	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北淮	事道	1, 165, 919	523, 606	642, 313	640, 988	1, 377, 771	614, 346	763, 425	761, 860
青	森	328, 887	116, 245	212, 641	212, 268	316, 507	127, 191	189, 316	188, 956
岩	手	338, 149	123, 686	214, 463	214, 079	322, 986	138, 736	184, 250	183, 883
宮	城	390, 693	245, 706	144, 987	144, 543	456, 761	289, 714	167, 047	166, 528
秋	田	281, 519	91, 060	190, 460	190, 140	287, 618	104, 540	183, 078	182, 751
山	形	278, 979	101, 646	177, 333	177, 016	258, 286	116, 433	141, 853	141, 560
福	島	394, 633	217, 165	177, 468	177, 020	417, 330	231, 654	185, 676	185, 202
茨	城	481, 341	312, 585	168, 756	168, 209	470, 728	317, 228	153, 500	152, 966
栃	木	341, 098	223, 546	117, 552	117, 165	339, 884	258, 311	81, 572	81, 186
群	馬	339, 383	219, 582	119, 801	119, 415	336, 381	222, 568	113, 813	113, 430
埼	玉	875, 810	674, 894	200, 916	199, 921	1, 004, 754	864, 674	140, 081	138, 939
千	葉	780, 736	612, 593	168, 143	167, 256	808, 476	662, 694	145, 782	144, 864
東	京	1, 992, 376	2, 203, 761	-	-	403, 970	357, 467	46, 502	46, 043
神务	₹IJ	1, 047, 374	947, 912	99, 462	98, 273	1, 252, 684	1, 189, 476	63, 208	61, 785
新	澙	491, 995	228, 006	263, 990	263, 431	521, 273	273, 187	248, 085	247, 493
富	山	242, 169	116, 730	125, 439	125, 164	221, 178	137, 792	83, 386	83, 134
石	Ш	249, 247	125, 295	123, 952	123, 669	246, 607	146, 828	99, 780	99, 499
福	井	213, 542	85, 336	128, 206	127, 964	161, 235	100, 515	60, 719	60, 536
山	梨	217, 200	86, 283	130, 917	130, 670	184, 684	95, 478	89, 206	88, 996
長	野	417, 528	212, 896	204, 632	204, 157	490, 552	250, 795	239, 757	239, 200
岐	阜	373, 045	201, 608	171, 437	171, 014	406, 199	248, 371	157, 828	157, 367
静	岡	565, 358	416, 082	149, 275	148, 633	580, 720	488, 395	92, 325	91, 666
愛	知	1, 061, 926	983, 755	78, 170	76, 964	909, 500	821, 201	88, 299	87, 266
Ξ	重	333, 771	200, 570	133, 201	132, 822	351, 297	233, 439	117, 859	117, 459
滋	賀	256, 699	144, 903	111, 796	111, 504	259, 575	178, 534	81, 041	80, 746
京	都	419, 572	251, 294	168, 278	167, 801	471, 892	328, 573	143, 319	142, 783
大	阪	1, 211, 971	931, 287	280, 685	279, 308	1, 489, 099	1, 239, 153	249, 946	248, 254
兵	庫	838, 118	539, 302	298, 816	297, 864	1, 004, 583	725, 897	278, 685	277, 544
奈	良	264, 263	113, 273	150, 991	150, 690	255, 989	144, 025	111, 964	111, 673
和歌	欠山	248, 879	83, 863	165, 016	164, 733	219, 808	106, 972	112, 836	112, 586
鳥	取	187, 461	51, 353	136, 108	135, 895	143, 115	59, 011	84, 104	83, 942
島	根	246, 911	64, 546	182, 365	182, 085	212, 163	75, 303	136, 860	136, 619
岡	山	347, 631	183, 674	163, 958	163, 563	410, 690	243, 270	167, 420	166, 953
広	島	470, 306	288, 639	181, 667	181, 133	557, 312	367, 601	189, 710	189, 077
山	П	307, 015	139, 084	167, 931	167, 582	293, 403	165, 238	128, 165	127, 831
徳	島	220, 502	77, 231	143, 271	143, 020	178, 915	90, 233	88, 682	88, 478
香	Ш	212, 099	103, 339	108, 760	108, 519	195, 758	119, 961	75, 797	75, 575
愛	媛	290, 864	126, 656	164, 208	163, 878	305, 450	159, 889	145, 560	145, 213
高	知	234, 787	62, 771	172, 017	171, 750	202, 729	75, 489	127, 240	127, 010
福	岡	750, 695	484, 654	266, 041	265, 188	921, 151	614, 584	306, 567	305, 520
佐	賀	218, 899	77, 770	141, 129	140, 880	179, 052	87, 341	91, 711	91, 507
長	崎	327, 594	111, 015	216, 579	216, 207	334, 145	137, 332	196, 813	196, 433
熊	本	364, 743	150, 968	213, 775	213, 360	397, 822	186, 627	211, 195	210, 743
大	分	273, 585	104, 825	168, 760	168, 449	262, 400	131, 042	131, 358	131, 060
宮	崎	275, 820	95, 434	180, 386	180, 073	248, 057	113, 957	134, 100	133, 818
鹿児	息	401, 609	137, 937	263, 671	263, 215	412, 867	170, 580	242, 287	241, 818
沖	縄	308, 058	104, 689	203, 368	203, 018	272, 220	140, 623	131, 597	131, 288
合	計	21,880,760	13, 699, 054	8, 393, 090	8, 370, 497	21, 355, 574	13, 952, 269	7, 403, 305	7, 379, 045

⁽注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。

^{2.} 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

人口減少等特別対策事業費

基本的な考え方

- ・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を算定に反映させるため、全 国的かつ客観的な指標で各団体毎のデータが存在するものを幅広く選定

平成27年度算定額

取組の必要度分 取組の成果分 計

道府県分 1,670億円程度 330億円程度 2,000億円程度

市町村分 3,330億円程度 670億円程度 4,000億円程度

計 5,000億円程度 1,000億円程度 6,000億円程度

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

〔 道府県: 1,700円 市町村: 3,400円

《取組の必要度分》

経常態容補正 I = (0.4A+0.075B+0.075C+0.075D+0.075E+0.075F

 $+0.075G+0.075H+0.075I) \times \alpha$

A : 人口増減率 / 全国平均(注1)

B : 全国平均 / 転入者人口比率

C : 転出者人口比率 / 全国平均

D : 全国平均 / 年少者人口比率 E : 自然增減率 / 全国平均(注1)

F : 全国平均 / 若年者就業率

G : 全国平均 / 女性就業率

H : 1 / 有効求人倍率

I : 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高(注2)

α: 算定額を総額に合わせつけるための率

(注1) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出

(注2) 第一次産業産出額(道府県分)、農業産出額(市町村分)、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、

卸売業年間商品販売額の合計

《取組の成果分》

経常態容補正Ⅱ=(0.4J+0.1K+0.1L+0.1M+0.1N+0.1O+0.1P)×β

J : 人口増減率

K : 転入者人口比率 L : 転出者人口比率

M : 年少者人口比率

N: 自然増減率

O : 若年者就業率

P : 女性就業率

. 人口加尔中

β: 算定額を総額に合わせつけるための率

(注) 例えば、人口増減率の伸び率については、H14~16の人口増減率の平均値とH24~26の人口増減率の

平均値により算出

各団体の伸び率と全国の伸び率との 差に応じて割増し(注)

平成27年度 人口減少等特別対策事業費算定額

(単位:百万円)

	(単位:百万円)			
都道府県	都道府県分	市町村分		
北海道	8,593	28,826		
青森県	4,567	7,906		
岩手県	3,760	6,422		
宮城県	2,798	7,753		
秋田県	4,872	5,899		
山形県	3,956	6,269		
福島県	4,105	9,804		
茨城県	4,241	10,466		
栃木県	2,966	6,101		
群馬県	3,253	7,092		
埼玉県	7,020	19,448		
千葉県	6,193	17,333		
東京都	9,731	21,298		
神奈川県	7,414	16,858		
新潟県	4,448	8,033		
富山県	3,085	3,479		
石川県	2,830	4,035		
福井県	3,043	3,231		
山梨県	3,405	4,355		
長野県	3,604	10,563		
岐阜県	3,463	7,774		
静岡県	4,935	10,089		
愛知県	5,392	14,711		
三重県	3,043	6,232		
滋賀県	1,971	4,055		
京都府	3,724	7,290		
大阪府	8,575	19,430		
兵庫県	6,355	14,030		
奈良県	3,589	7,238		
和歌山県	3,861	5,371		
鳥取県	3,480	3,104		
島根県	3,480	3,104		
岡山県	2,970	5,935		
山 広島県	2,970 3,769	7,253		
山口県	3,709 3,728	7,253 5,257		
協島県 香川県	3,759	4,275		
音川県 愛媛県	2,912	3,427 5,265		
	3,619	•		
高知県	4,268	5,318		
福岡県	5,467	14,698		
佐賀県	3,226	3,659		
長崎県	3,988	5,601		
熊本県	3,420	7,922		
大分県	3,277	4,487		
宮崎県	3,273	4,810		
鹿児島県	3,739	8,057		
沖縄県	2,387	5,675		
合計	199,945	399,697		

⁽注)1. 特別区分の普通交付税は東京都分と合算して算定されるが、上記 の表においては市町村分に記載している。

^{2.} 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併後 の市町村の財政需要を的確に把握し、平成26年度の普通交付税の算定から、順次、算定に反映。 (各見直し項目は、見直し年度より3年間をかけて段階的に算定に反映)

平成27年度における対応 H27算定額(合併団体(以下同じ)) 合計 2,683億円

<平成27年度の新たな見直し項目>

消防費 【H27算定額 299億円(884億円の3分1程度)】

- 標準団体の面積の見直し(160km²→210km²)に伴い、標準団体における出張所数を見直し (2箇所→3箇所)。これに伴う人件費等の増を単位費用に反映
- 旧市町村における常備消防機能(消防署所)の維持に係る経費を反映
 - (1) 旧市町村(人口8,000人規模)における標準的な消防署所の経費を設定(消防吏員の人件費及び 消防車・救急車等の物件費を算入)
 - (2) 旧市町村の消防署所に要する経費について下記により算定

次の算式により旧市町村(本庁が所在する旧市町村を除く)ごとに算定

標準的な消防署所の経費 × 所管区域人口の多寡による補正 - α

※ α:合併団体の一本算定の需要額に算入されている額との調整を行うもの ※旧市町村ごとに算定した需要額を合算し、合併団体の一本算定に加算(合併算定替の需要額には加算しない)

消防団に要する経費等について、人口密度に応じた補正を充実 (対象団体を200人/km²未満の団体→450人/km²未満の団体に拡充等)

清掃費 【H27算定額 59億円(167億円の3分の1程度)】

- 標準団体の面積の見直し(160km²→210km²)に併せて、ごみ収集・運搬に要する経費を見直 し、単位費用に反映
- 人口密度が低い団体においては、ごみ収集・運搬に要する経費が増加する実情を踏まえ、 人口密度に応じた補正を新設
 - ※一本算定にのみ適用(合併算定替には適用しない。)

離島への対応 【H27算定額 7億円(20億円の3分の1程度)】

離島であることにより増加する経費のうち、消防費・清掃費に係るものについて、隔遠地補 正・属島補正を充実し、離島の団体の需要額を割増し

<平成26年度に着手した見直し項目>

支所に要する経費 【H27算定額 2,318億円(3,477億円の3分の2程度)】

【参考】平成28年度以降の見直し項目

下記について、引き続き市町村の実情を踏まえた検討を進め、平成28年度以降、順次交付税算定 に反映

- ・保健衛生費、小中学校費、徴税費等:標準団体の経費を見直し、人口密度による補正を新設・充実 (例:検診等に要する経費、給食センター、徴税に要する経費、公民館等) ・上記以外の費目:標準団体の面積の見直しを踏まえて単位費用を充実等